

令和7年度
先導的グリーンインフラモデル形成支援

募集要領

(応募受付期間)

令和7年4月21日(月) ～ 5月26日(月) 17:00必着

(応募申請先)

電子メール: green-infra@tk.pacific.co.jp
hqt-green-infra@gxb.mlit.go.jp

※2つのアドレスへ送信ください。

(事前相談及び問合せ先)

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階

国土交通省総合政策局環境政策課 かまだ 鎌田、うりう 瓜生

TEL: 03-5253-8111 (内線24-422、24-332)

(事務手続きに関する問合せ先)

パシフィックコンサルタンツ株式会社 おがさわら 小笠原、さかもと 酒本

TEL: 03-6777-4407

令和7年4月
国土交通省総合政策局

1. 背景・目的

近年、気候変動に伴う自然災害の頻発・激甚化、人口減少・少子高齢化の進展に伴う管理放棄地や低未利用地の増加、生物多様性の損失、国際的な都市競争の激化といった様々な課題への対応が急務となっています。これらの課題解決に向けては、多様な機能を有するグリーンインフラの活用を通じ、次世代を見据えた効果的・効率的な社会資本整備や土地利用、ひいては持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めることが求められています。こうした取組は、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」とも親和性が高く、様々な社会的課題の同時解決につながる大きな可能性を有しています。

我が国において、グリーンインフラの活用を促進していくには、国、地方公共団体、民間企業、大学、研究機関等、多様な主体が幅広く参画し、各自の知見、ノウハウや技術を持ち寄り、グリーンインフラを拡大していくことが必要不可欠です。そのために、令和元年7月に公表された「グリーンインフラ推進戦略」及び10月に開催された意見交換会の結果等を踏まえ、広範な主体の積極的な参画と連携によるグリーンインフラの社会実装を推進することを目的とし、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」が令和2年3月19日に設立されました。

こうした状況を踏まえ、令和2年度から先導的なグリーンインフラに関する取組を推進するために、地方公共団体への「先導的グリーンインフラモデル形成支援」を実施しています。令和2年度から令和6年度までに計16団体に対して専門家の派遣を通じて、グリーンインフラに関する基本構想や体制づくり、効果検証、各種計画への反映、地域イベントの実施等、地方公共団体がグリーンインフラに関する取組を実践するための支援を行いました。

本年度も、引き続きグリーンインフラの活用を促進するために、「令和7年度 先導的グリーンインフラモデル形成支援」の募集を開始します。本支援においては、令和7年2月より開催しているグリーンインフラ懇談会における議論[※]等を踏まえつつ、グリーンインフラ官民連携プラットフォームとの連携により、コンサルタントや専門家の派遣に加え、地方公共団体と連携して取り組む企業等とのマッチングなどを行い、効果の見える化や新技術・DX活用の検討、効果的な資金調達手法の検討、地域における連携体制の構築等の支援を行います。また、各主体の連携を促進する観点で、中間支援組織が重要な役割を果たしている取組事例が見られることを踏まえ、中間支援組織との協調・連携を図る取組の支援も重要だと考えています。

なお、地方公共団体への支援については、3団体程度を選定して重点的な支援を実施しますが、その他の団体についても団体のニーズに応じて、グリーンインフラ官民連携プラットフォームの枠組みを活用した支援を行う予定です。

※参考：環境政策課HP(2025)「グリーンインフラの今後の方向性について(中間整理案)」

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/content/001881162.pdf>

2. 支援の仕組み

2.1 支援要件

実施する取組が、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、生物多様性保全・気候変動による影響緩和等の環境的效果をベースに、防災・減災、都市の快適性向上、コミュニティの醸成等の社会的効果や地域の賑わいの創出、働く人々等の生産性の向上等の経済的效果を発揮することで、Well-being の向上や地方創生への貢献が期待できる取り組みであることを必要な条件とします。

2.2 支援対象

以下のいずれかを含めた取組を実施する地方公共団体を支援対象とします。

[支援対象とする取組]

- (1) 効果の評価、維持管理等に関する見える化や新技術・DX 活用の検討
- (2) 効果的な資金調達手法の検討
- (3) 地域における連携体制の構築のための環境整備
- (4) その他 ((1)～(3)に該当しない取組)

※特に、中間支援組織との協調・連携を図る取組が含まれる場合は別途加点します。なお、中間支援組織とは、市民、NPO、民間企業、行政等の間にあってグリーンインフラに関する様々な活動を支援する組織であり、市民団体や民間企業等が担う場合も含みます。

応募いただいた団体（地方公共団体）のうち、3 団体程度を選定して重点的な支援を実施します。その他の団体についても団体のニーズに応じて支援を行います。なお、令和2年度から令和6年度までに重点支援団体となった団体についても、応募いただくことができます。

[各支援ランクの対象団体数]

重点支援団体	3 団体
重点支援団体以外の団体	—（※ ニーズに応じて支援）

また、以下の要件に同意する団体を支援対象とします。

- (a) 地域の課題に対しグリーンインフラに関する取組を継続して実施することで、課題を解決しようとする地方公共団体であること
- (b) 国土交通省、及びグリーンインフラ官民連携プラットフォームにおいて、進捗段階に応じたプロセス、スキーム、事業効果などを公表することに同意すること（令和8年1月開催のグリーンインフラ産業展等での発表を想定しています。）
- (c) 国土交通省、同省が委託契約したコンサルタント、専門家と連携・協力して主体的に調査・検討を進めること
- (d) 国土交通省が委託契約したコンサルタントに、応募内容に関する資料等を共有することに同意すること
- (e) グリーンインフラの効果測定のための事前調査及び事業実施後の継続的な効果測定に協力し、測定結果の公表に同意すること

2.3 主な支援内容

各支援ランクにおける支援内容は、以下の通りです。

重点支援団体の支援については、国土交通省が委託契約したコンサルタントや専門家等を派遣することで行います。派遣内容、派遣回数、時期等の詳細については支援対象団体と協議の上で決定します。

重点支援団体以外の応募団体については、団体の希望に応じて、グリーンインフラ官民連携プラットフォーム及び国土交通省による個別ヒアリングを実施し、グリーンインフラ官民連携プラットフォームの「パートナーシップ構築支援」、「アドバイザー制度」等と連携した支援を予定しています。

[重点支援団体]

支援メニューの例 ^{※1}	支援を行う機関等
下記の支援メニュー例を踏まえ、支援対象団体のニーズに応じた柔軟な支援を行います。 1. 効果の見える化や新技術・DX活用の検討支援 ・期待される効果の体系化 ・評価指標・測定方法の検討支援 ・事例等の技術情報の提供 ・参画団体 ^{※2} とのマッチング 等 2. 資金調達手法の検討支援 ・調達が必要な資金の検討支援 ・資金調達手法の検討支援 ・金融機関等との調整支援 ・活用可能な予算制度の紹介 等 3. 連携体制の構築支援 ・勉強会・ワークショップの企画・開催支援 ・有識者等による講演 ・中間支援組織等の関係機関との調整・連携体制の検討支援 ^{※3} ・ロードマップの作成 ・アクションプランの作成 等	【支援機関】 (主)国土交通省 国土交通省が委託契約したコンサルタント (輔)グリーンインフラ官民連携プラットフォーム 有識者等（アドバイザー派遣）

※1 本支援は、コンサルタントや専門家等の派遣による支援（ハンズオン支援）であることから、検討資金の支援や現地での測定機器を用いた評価等は支援の対象とはなっていません。

※2 参画団体：応募団体の取組への支援を希望する事業者のことです。パートナーシップ構築支援によるマッチングにより選定します。

※3 中間支援組織に係る支援については、中間支援団体と既に協調・連携している取組に対する支援だけでなく、今回の応募にあたり新たに中間支援団体との協調・連携を目指す取組についても支援対象とします。

[重点支援団体以外の団体]

支援メニューの例	支援を行う機関等
下記の支援メニュー例を参考に応募団体との協議の上、決定、支援を行います。 1. アドバイザー（有識者等）の派遣 ・事業評価・効果測定方法への助言 ・資金調達に係る助言 等 2. 参画団体※とのマッチング 3. 活用可能な予算等制度の紹介	【支援機関】 (主)グリーンインフラ官民連携プラットフォーム (輔)有識者等（アドバイザー派遣）

※参画団体：応募団体の取組への支援を希望する事業者のことで、パートナーシップ構築支援によるマッチングにより選定します。

【参考：グリーンインフラ官民連携プラットフォームでの取組】

●アドバイザー制度について

グリーンインフラに対する疑問の解決、取組を推進するため、様々なアドバイスを求める会員に対し、グリーンインフラに関する知見を有するアドバイザーが適切なアドバイスを無料※で実施する制度です。

※ 現地派遣などが必要な場合、現地派遣費用や日当などは依頼者負担となります。

●パートナーシップ構築支援

グリーンインフラ官民連携プラットフォームの会員が参加し、ニーズ・シーズのマッチングを行い、会員が持つ知識、技術等を有効に活用することで、グリーンインフラの実装の加速化を目指す取組です。

3. 応募申請について

3.1 応募主体

応募主体は、地方公共団体とします。

3.2 応募申請書

別添の応募様式に必要事項を記入の上、参考資料を含めて、電子メールにてご提出ください。

なお、ご提出いただいた後、電話やメールなどでヒアリングを実施する場合があります。

3.3 応募受付期間

令和7年4月21日（月）～5月26日（月）17:00必着

3.4 今後のスケジュール（予定）

令和7年6月中旬	有識者委員会による審査 選定結果の通知
	重点支援団体 →①へ
	重点支援団体以外 →②へ

① 支援ランク：重点支援団体

令和7年7月初旬	スタート会議（支援内容確認・ニーズの把握）
令和7年7月頃～	支援の実施
令和7年10月～11月	中間報告
令和8年1月	取組の発表
令和8年3月頃	最終報告、支援終了

② 支援ランク：重点支援団体以外

令和7年7月中旬～8月	希望に応じて個別ヒアリングの実施
令和7年8月以降	必要に応じた個別支援

3.5 応募申請及び事前相談先

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階

国土交通省総合政策局環境政策課 鎌田^{かまだ}、瓜生^{うりう}

TEL：03-5253-8111（内線24-422、24-332）

電子メール：green-infra@tk.pacific.co.jp
hqt-green-infra@gxb.mlit.go.jp

※2つのアドレスへ送信ください。

3.6 評価の視点（選定基準、加点条件）

- ・「2. 2 支援対象」に示した〔支援対象とする取組〕のうち、(1)～(3)のいずれかの項目への寄与が期待できる取組
- ・中間支援組織との協調・連携を図る取組

については、選定時にそれぞれ加点評価を行います。

以上の観点も踏まえ、本支援事業の選定基準を表1の通り設定しております。

選定団体については、有識者委員会の審議を経て決定いたします。

表1 選定基準

評価項目	評価の視点
①有効性	・ 生物多様性保全・気候変動による影響緩和等の環境的效果をベースに、防災・減災、都市の快適性向上、コミュニティの醸成等の社会的効果や地域の賑わいの創出、働く人々等の生産性の向上等の経済的效果を発揮することで、Well-beingの向上や地方創生への貢献が期待できる取り組みであるか。
②先導性	・ 既存の取組に比べて、どの程度の新規要素が認められるか。 ・ 既存の事業手法や事業スキームの発展が期待できる取組であるか。
③実現性/ 継続性	・ 事業開始からどの程度継続しているか、または事業を継続するための工夫（コミュニティの形成、維持管理等）が検討されているか。 ・ 今後の事業実施の見通し（スケジュール）が具体的になっているか。 ・ 支援を求める内容が具体的になっているか。
④波及性	・ 本事業を参考として、計画技術や設計・施工技術、維持管理・評価技術等を水平展開することが期待できるか。 ・ 地域課題への対応及び他地域課題への応用性は期待できるか。 ・ 取組の普及による効果・意義が期待できるか。（面的に広がることによる効果の拡充が期待できるか。）
⑤多機能性	・ 自然が有する多様な機能を活用することで、多面的な効果が発揮されている、もしくは多面的な効果の発揮を目標とした取組内容であるか。
⑥その他	・ 「2. 2 支援対象」の「支援対象とする取組」(1)～(3)のいずれかに該当する取組である場合には、選定時に加点評価を行う。 ・ 中間支援組織との協調・連携を図る取組が含まれる場合には、選定時に加点評価を行う。 ・ 本事業は環境省の「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」に登録した支援事業のため、「脱炭素先行地域」に選定されている自治体については、選定時に加点評価を行う。

※その他、応募内容に関する事項で特筆すべき事項があれば評価する。